

商品概要説明書

一般財形貯金

(平成26年2月3日現在)

商 品 名	・一般財形貯金
ご利用いただける方	・JAと財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者（年齢制限なし）
期 間 （預入期間）	・3年以上
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 （4）預入貯金の種類	・次の賃金から年1回以上の定期的な天引きにより預入れます。 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ・1回あたり1円以上 ・1円単位 ・預入日の3年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・払戻時に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または企画総務部（電話：0765-54-2050）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、富山県農業協同組合中央会が設置・運営する富山県JAバンク相談所（電話：076-445-2017）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA企画総務部または富山県JAバンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）
その他参考となる事項	・「退職等に関する通知書」（退職した日から6か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAくろべ